

# 国民健康保険に加入されているみなさまへ

## 加入・脱退などの手続き

資格(加入・脱退)、保険料(税)の賦課や徴収については、平成30年4月以降も、お住まいの市町村が窓口です。現在加入されている方は、改めて加入の手続きを行う必要はありません。

## 給付サービス・保健事業

療養費や高額療養費等の給付サービス、特定健診などの保健事業については、平成30年4月以降も、お住まいの市町村が窓口です。

平成30年度から、奈良県内で他の市町村に引っ越した場合でも、引っ越し前と同じ世帯であることが認められるときは、高額療養費の上限支払い回数のカウントが通算され、経済的な負担が軽減されます。

## 保険料(税)率の決定方法

平成30年4月以降も、お住まいの市町村が保険料(税)率を決定します。

## 被保険者証の様式

平成30年度以降の一斉更新から、被保険者証の様式が変わります。

- ・「国民健康保険被保険者証」の上に「奈良県」と表記されます。
- ・「取得年月日」が「適用年月日」の表記に変わります。
- ・「保険者名」が「交付者名」の表記に変わります。